

出席停止について

下記の感染症に罹患したときは、直ちに学校へ連絡し医師の指示のもと出席を控えてください。医師の指示する期間は出席停止とし、欠席扱いにはなりませんので治療に専念してください。治癒後、最初の登校日に「**登校許可証明書**」と「**出席停止解除願**」を担任へご提出下さい。

※インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する証明書及び出席停止解除願→保護者が記入してください。

上記以外の感染症→医療機関で医師へ記入依頼をしてください。(文書料がかかる場合がございます)

学校感染症と出席停止期間		
	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、SARS など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス (COV-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	その他の感染症 (感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性角結膜炎、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ等)	学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

〈主治医の先生へ〉

診察の結果、学校感染症の感染の恐れが無い場合は、下記の「登校許可証明書」にご記入ください。

..... 切り取り線

登校許可証明書

学校長殿

下記の者、感染防止上支障ないことを認め、登校を許可する。

跡見学園 中学校・高等学校	年 組	番 氏名
---------------	-----	------

病 名	
出席停止とするべき期間	年 月 日～ 年 月 日 (計 日間)

年 月 日

医療機関名

医師名

印